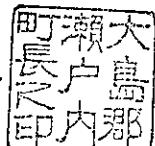


瀬戸内町告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく古仁屋漁港ターミナルビル「せとうち海の駅」の設置及び管理に関する条例改正請求を令和3年4月13日に受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

令和3年4月13日

瀬戸内町長 鎌田 愛人



1 瀬戸内町条例改正請求代表者の住所及び氏名

鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋松江10-10 祝 隆之

2 請求の要旨

令和2年12月11日に瀬戸内町議会にて議決された上記条例の改正について、指定管理者のあり方を海の駅内のテナント一同や町民と話し合いをせずして行われたことに対し不服である。

上記理由により、令和2年12月11日に瀬戸内町議会にて議決された、施設の管理を「町主管課長も行える」とした条例改正について、再度改正前に戻すとともに、指定管理者のあり方について議論してもらいたく条例改正を請求するものである。